

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月
香芝市立三和小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。

本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、互いに尊重し合う関係を築くことができるよう、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年10月改正）に基づき本方針を策定する。いじめの防止等の対策にあたっては、以下の理念を旨として、学校全体で取り組むものとする。

共通理解と組織的対応

全教職員がいじめ問題に対して共通理解をもち、国・県・市の基本方針に基づき、組織的かつ継続的な取組を推進する。

未然防止・早期発見・早期対応

いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深め、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、徹底した啓発と指導を行う。

安心安全な環境の構築

学校の内外を問わず、いじめがなくなるよう努め、児童が様々な活動に安心して取り組める環境を整える。

2 いじめの定義及びいじめの該当性の判断

いじめ防止対策推進法 (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項の規定から明らかなとおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このうち、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。いじめの該当性の判断は、市の基本方針に基づき、いじめ防止対策校内委員会又は学校の管理職が行う。

3 いじめの未然防止

本校では、これまで、同一集団内において、特定の児童に対する悪口やからかい、仲間外れ等の行為が見られた事案があった。また、「悪口を言われている気がする」「避けられている気がする」といった、児童が不安や疎外感を抱く状況も確認されている。

さらに、登下校時等の人間関係を背景としたトラブルや、自分の思い通りにならない時に「つい手が出る」といった、感情のコントロール不足に起因する事案も見られる。

これらの事案は、日常の遊びや生活の中で、教職員の目が届きにくい場所や瞬間に生じやすい。そのため、教職員が児童の小さな変化やサインを見逃さず、早期に把握することの重要性を改めて共有する必要がある。あわせて、相手の立場に立って考える人権教育や、自分の感情を上手にコントロールする力、望ましい対人関係を築くための教育の充実を図る。

以上のことを踏まえ、いじめの未然防止のため、本校では次に掲げる取組を行う。

(1) 道徳教育及び人権教育の充実

- ・道徳の時間を核として、相手の立場に立って考える想像力や、善悪の判断能力を養う授業を年間を通じて計画的に実施する。
- ・人権の日の取組等における啓発活動を通じ、「違いを認め合う心」や「差別のない集団づくり」の大切さを学ぶ機会を設ける。
- ・日常生活の中や、学級活動等を活用し、互いの良さを認め合う活動を行い、肯定的な人間関係を構築する。

(2) 自他の生命の大切さを学習する機会の充実

- ・理科や生活科における動植物の飼育・観察、また保健の指導を通じ、生命の尊さやかけがえのなさを実感できる教育活動を推進する。
- ・外部講師（獣医師や医療従事者等）による「命の授業」を実施し、自分や周りの人を大切にしようとする心情を育てる。
- ・安全教育や避難訓練と関連付け、自らの命を守る行動と、他者の命を尊重する意識を一体的に指導する。

(3) 全ての児童生徒が自己肯定感や生活における充実感を得られる教育活動の充実

- ・「一人一役」の当番活動や係活動を工夫し、全ての児童が学級の一員として必要とされている実感がもてる場を設定する。
- ・分かる授業づくりを工夫し、学習面での「できた・分かった」という達成感を積み重ねさせる。
- ・学校行事において、個々の特技や個性が発揮できる場面を意図的に作り、互いに認め合う機会を創出する。

(4) 教職員のいじめ防止等のための取組の深化に向けた研修の実施

- ・いじめの早期発見・早期対応をテーマとしたケーススタディ研修を定期的の実施し、組織としての対応力を高める。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会議・研修	いじめ対策委員会①	配慮児童の職員研修	いじめ対策委員会②		人権教育職員研修	
未然防止		人権絵本の読み聞かせ	人権絵本の読み聞かせ			人権絵本の読み聞かせ
早期発見	家庭訪問	学級懇談会 いじめアンケート調査①		個人懇談		

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会議・研修	配慮児童の職員研修		いじめ対策委員会③	配慮児童の職員研修	いじめ対策委員会④	
未然防止		人権講演会 人権絵本の読み聞かせ		学校保健委員	入学説明会 人権絵本の読み聞かせ	
早期発見	学級懇談会	いじめアンケート調査②	個人懇談	児童学校評価アンケート 保護者学校評価アンケート	いじめアンケート調査③ 学級懇談会	

本計画に基づき、教職員のいじめ防止に係る資質向上を図るとともに、早期発見・早期対応の体制強化に努める。

4 いじめの早期発見

いじめ発見のため、本校では、次のように対処する。

(1) 積極的な認知と発見への努力

教職員は児童の人間関係を多角的に観察し、早期のいじめの発見に努める。いじめは大人が目につきにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることが多いことから、明らかにいじめに該当する行為だけでなく、けんかやふざけ合い等のささいな兆候も見逃さず、早い段階から関わり一方的になっていないか、本人が嫌がっていないかを慎重に見極める。また、「避けられている」といった児童の不安に寄り添い、事態の早期把握に努める。

(2) 相談体制及びアンケート等による実態把握の充実

教職員は、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの兆候の把握に努めるとともに、児童が安心して相談できる環境づくりを推進し、日常的に相談しやすい雰囲気醸成に努める。

(3) 変化に気付く力の向上と関わり

教職員は、早期にいじめを発見するため、児童の日常の些細な変化に気付く力を高め、いじめを見過ごすことのないように的確に関わりをもつ。登校時の挨拶、表情、身なりの変化や、学用品（筆箱、ノート等）の破損・紛失に注意を払う。

(4)事実確認と安全確保の徹底

教職員は、いじめの被害を受けたこと、若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合またはいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちにいじめの被害を受けたとされる児童及び加害とされる児童並びに目撃した児童に簡易な聴取調査を実施し、それらの供述に基づいて客観的事実を確認するとともに、被害児童生徒の安全確保を最優先とし情報共有を図りながら組織として対応を開始する。

5 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告をうけた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき対応する。

6 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置く。構成員は下記のとおりである。

委員長	校長	高井 海彦
委員	教頭	大脇 真依
委員	主幹教諭	川村 俊貴
委員	教務主任	樫根 良
委員	事務	阪東 実奈
委員	養護教諭	長樂 奈友巳
委員	生徒指導主任	長谷川 修平
委員	人権教育主任	堀江 貴文
委員	特別活動主任	吉川 佳世
委員	研究部主任	竹田 隼也
委員	体育部主任	河本 康宏
委員	特別支援コーディネーター	松村 舞 長谷川 美幸
委員	各学年主任・代表	吉村 亜由美 大政 直輝 橋本 美穂
委員	スクールソーシャルワーカー	竹森 明日香

7 保護者及び地域住民等との連携

(1) 日常的な情報共有と家庭訪問の重視

担任を中心として、連絡帳や電話、積極的な家庭訪問等を通じて、児童の学校及び家庭における様子についてきめ細かな情報共有を図る。特に変化が見られる際には迅速に家庭と連携し、早期発見・早期対応に努める。

(2) 方針の周知と理解促進

本校及び市の「いじめ防止基本方針」や具体的な対策について、学校ホームページや学校だより等で広く発信し、学校・家庭・地域が共通理解をもって取り組めるよう協力を求める。

(3) 地域と一体となった未然防止

児童の規範意識の育成に向け、保護者や地域住民と協力した取組を進める。学校運営協議会やPTA、地域の関係団体等といじめの問題について協議する場を定期的に設け、社会総がかりで子どもを見守る体制を構築する。

(4) 相談体制の整備と周知

保護者が迷わず安心して相談できるよう、校内の相談窓口に加え、香芝市の相談窓口を周知する。また、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、家庭と一体となった専門的な支援を行う。

8 関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、教育委員会と迅速に適切に連携し対処する。また、警察やこども家庭相談センター等の関係機関とは、情報交換を定期的に行い、連携の強化に努め、いじめ問題への適切な対応を図る。

9 いじめ重大事態の対応

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

10 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。